

# 武力攻撃事態等における国民の保護の位置付け

## 武力攻撃事態対処法

### 【対処に関する基本理念】

国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

### 【対処基本方針】

#### 手続

- ・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
- ・閣議の決定の後、国会の承認を求める。

#### 定める事項

- 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- 武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
- 対処措置に関する重要事項
  - ・国民の保護に関する措置
  - ・自衛隊の行動
  - ・米軍の行動に関する措置
  - ・その他

安全保障会議

諮問  
答申

承認

国会

対処基本方針に基づいて  
対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

武力攻撃の排除

捕虜  
取扱い法

国際人道法違反  
処罰法

国民保護法

特定公共施設  
利用法

・米軍行動関連措置法  
・海上輸送規制法  
・自衛隊法の一部改正

避難に関する  
措置

救援に関する  
措置

被害最小化の  
ための措置

自衛隊による活動

米軍の行動に  
関する措置